

資料編

1. 策定経過

年月日	内容等
令和2年 5月19日	第1回企画委員会及び第1回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合振興計画後期基本計画、第2期人口ビジョン、第2期総合戦略及び国土強靱化地域計画の策定について ・SDGsについて ・施策シートの作成
5月～6月	住民アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数1,000人、有効回答者数436人、有効回収率43.6%
8月20日	第2回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・社会潮流やアンケート調査結果から見る美里町の課題について ・第2期人口ビジョン 将来再推計の結果について ・第5次総合振興計画前期基本計画及び第1期総合戦略の評価・検証について ・政策協議結果の各種計画への反映について
8月28日	第1回美里町振興計画審議会 (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> ・美里町振興計画審議会及び各種計画の概要 ・基礎調査・住民アンケートの結果から見る美里町の課題について ・美里町第2期人口ビジョン 将来再推計の結果について (協議事項) <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合振興計画前期基本計画及び第1期総合戦略の評価・検証について ・令和元年度地方創生推進交付金事業の進捗及び効果検証について
11月2日	第3回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクトについて(協議) ・基本施策の照会について
12月24日	第2回美里町振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合振興計画後期基本計画(案)について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
令和3年 1月12日	第2回企画委員会及び第4回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合振興計画後期基本計画(案)について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
2月19日～ 3月22日	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者数 1人、7件
3月30日	第3回美里町振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第5次総合振興計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終案について ・答申について

2. 美里町振興計画審議会

(1) 美里町振興計画審議会設置条例

昭和45年8月10日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、美里町振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行うため、美里町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

(1) 町の教育委員会の委員 1人

(2) 町の農業委員会の委員 1人

(3) 町内の公共的団体等の役員 6人

(4) 知識経験を有する者 7人

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び旅費の額並びに支給方法は、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第18号）の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第6号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(2) 振興計画審議会委員名簿

氏名	役職等
岡本 一雄	美里町教育委員職務代理者
小泉 雄一	美里町農業委員会 会長 (第1回会議)
根岸 茂登雄	美里町農業委員会 会長 (第2回会議以降)
田島 省二	美里町区長会 会長
斉藤 孝行	美里町区長会 副会長
町田 肇	美里町区長会 副会長
野澤 進	美里町商工会 会長
浪江 美穂	埼玉県北部地域振興センター本庄事務所 所長
塚本 和雄	埼玉ひびきの農業協同組合美里支店 支店長
中沢 一剛	美里町PTA連合会 会長
白石 悟史	町顧問弁護士

事務局

氏名	課局名	役職
阿部 泰久	総合政策課	参事兼課長
萩原 和幸	総合政策課	副課長兼係長
飯島 美和	総合政策課	主任

(3) 諮問

美総政第253号
令和2年8月28日

美里町振興計画審議会
会長 岡本 一雄 様

美里町長 原 田 信 次

美里町第5次総合振興計画後期基本計画等に対する意見について（諮問）

美里町振興計画審議会設置条例第2条に基づき、第5次総合振興計画後期基本計画、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、意見をいただきたく貴審議会に諮問いたします。

(4) 答申

令和3年3月30日

美里町長 原 田 信 次 様

美里町振興計画審議会
会長 岡 本 一 雄

第5次美里町総合振興計画後期基本計画等に対する意見について（答申）

令和2年8月28日付美総政第253号で諮問のありました第5次美里町総合振興計画後期基本計画、第2期美里町人口ビジョン及び第2期美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、審議を重ねた結果、適切であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や町が直面する課題を的確に捉え、基本構想に掲げる将来像「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」の実現を目指し、町政運営に最善の努力をされますよう要望いたします。

3. 企画委員会及び計画策定委員会

(1) 企画委員会

① 企画委員会設置規程（昭和45年訓令第2号）

（設置）

第1条 町の振興計画の策定に関し、必要な資料の収集及び計画の調整を行うため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は次の事務を行う。

(1) 総合施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 資料の収集を行うこと。

(3) 計画の調整を行うこと。

(4) その他振興計画の策定に関し、必要な事項

（組織等）

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 会長及び委員は町長が任命する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

（関係職員の出席等）

第4条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

（運営その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年訓令第2号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第6号）

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第3号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月20日から施行する。

② 企画委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	参事兼総合政策課長	阿部泰久	会長
2	総務税務課長	上田博士	
3	住民福祉課長	齊藤万寿彦	
4	保健センター長	黒田真理子	
5	農林商工課長	木村利雄	
6	建設水道課長	原田祐司	
7	議会事務局長	下山繁一	
8	教育委員会事務局長	丸山陽一	

(2) 計画策定委員会委員名簿

No.	課局センター名	係名	氏名	備考
1	総合政策課	秘書広報職員係	安齋哲明	
2		まち創生係	萩原和幸	
3		財政係	坂井智也	
4	総務税務課	総務係	数馬茂	
5		税務係・収納係	太田敏彰	
6		会計係	荒井由紀恵	
7	住民福祉課	戸籍福祉係	茂木仁	
8		保険年金係	落合秋子	
9	保健センター	健康増進係	町田紀恵	
10		子育て支援係	萩原千恵子	
11		包括支援係	吉田ますみ	
12	農林商工課	産業振興係	丸山保	
13	農業委員会事務局		堀内匠	
14	建設水道課	土木係	持田充功	
15		都市計画係	上山洋	
16		生活環境係	逸見恵大	
17		上下水道係	坂本吉康	
18	議会事務局		塩原さやか	
19	教育委員会事務局	学校教育係	中山裕紀	
20		生涯学習係	春山綾子	

4. 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT (インフォメーション・テクノロジー：情報技術)ではなく、情報通信技術 (ICT) を用いる例が増えている。

新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために求められている生活様式のこと。一人ひとりが感染防止の3つの基本である 1. 身体的距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗いや、「3密 (密集、密接、密閉)」を避ける等の対策の実践が求められている。

Afterコロナ

新型コロナのワクチンの接種が進んでいる、又は集団免疫を獲得した状態など、ある程度コロナ禍をコントロールできるようになった状況を指して用いられる。

e-Well (イーウェル) 運動プログラム

町民の健康づくりを進めるための運動プログラムのこと。なお、令和2年10月からT-well 運動プログラムに移行した。

依存財源

国や県から交付される金額や割り当てられる収入で、国・県支出金、地方交付税、各種交付金、地方債などが該当する。

Withコロナ

新型コロナウイルスと共存する生活という意味で使用さ

れている例が多い。新しい生活様式実践が不可欠となる。

英検チャレンジ

現代のグローバル社会の中で、豊かな人生を生き抜き、活躍できるように、その機会を捉えるための必要な力の1つとして「実践的な英語力」を身につけさせるために実施している事業。中学校卒業時の英検3級の取得率50%を目指している。

SIB

Social Impact Bond (ソーシャル・インパクト・ボンド)の略。民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込む成果報酬型委託事業のこと。

SNS

(Social Networking Service)：インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築するサービスのこと。

LGBT

性的少数者を意味する。具体的には、女性同性愛者 (レズビアン：Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ：Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル：Bisexual)、心と身体の性に違和感のある人 (トランスジェンダー：Transgender)などを指す。少数者であることから差別を受け、社会から疎外されやすいため、その権利を守ることの重要性が認識されつつある。

か行

かかりつけ医

患者の身近にあり、いつでも病気の相談を受け、そして丁寧に正確に病状を説明し、また必要なときにはふさわしい医療機関を紹介するなどの役割を担う医師のこと。

学校応援団

学校での教育活動 (読み聞かせ、農業体験活動、登下校の安全確保、郷土芸能や文化の伝承、部活動指導補助等) を支援する保護者や地域の方の集まり。

学校評議員

開かれた学校づくりのために、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度。これにより地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することができる。

環境保全型農業直接支払交付金事業

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に受けることのできる交付金のこと。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。

キャリアパスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身

の変容や成長を自己評価できるよう工夫された書類のこと。

Q-U検査

Questionnaire Utilities (クエスチョネア・ユーティリティ)の略。子どもたちの本音や心の中を把握する心理テストのこと。

クラウドファンディング

群衆を意味する「Crowd」と、資金調達を意味する「Funding」を組み合わせた造語。企業等が、資金調達サイトを介し、広く一般に資金の募集を行うことで、資金調達を図る仕組みのこと。

グローバル化

地球的な規模で、人、もの、資本、情報などが様々な形で結びつくこと。

言語聴覚士

言語聴覚士はST(Speech-Language-Hearing Therapist)とも呼ばれ、音声機能や言語機能、又は聴覚に障害がある人を対象にその機能の維持・向上を図るため、言語訓練、その他の訓練をはじめ、必要な検査や助言、指導などの援助を行う。

健幸

住民が健やかで幸せに暮らせること。このような地域社会の実現を目指した「健幸都市」づくりを進めている。日本健幸都市連合が設立されており、美里町も参加している。

健康寿命

単なる生存ではなく、生活の質を考慮し、「あと何年自立して生きられるか」を示した期間のこと。平均余命と健康寿命の差が大きいほど、日常生活に制限のある「健康でない期間」が長くなる。埼玉県衛生研究所では、65歳に達した人が「要介護2以上」になるまでの平均的な年数を算出している。

洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。

公認心理師

公認心理師が行う業務について、「公認心理師法」では次のように定めている。

1.保健医療、福祉、教育その他の分野において、専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理

状態を観察し、その結果を分析すること。

2.心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

3.心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

4.心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

交流人口

居住者などの定住人口に対して、観光客など他地域から訪れて地域の活性化に結びつけていく人々のこと。

国土強靱化

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

子育て包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」のこと。保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

コミュニティスクール

学校運営協議会制度のこと。学校と地域住民、保護者の協働による学校運営が可能となる「地域とともにある学校」を実現するための仕組みであり、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少、高齢化が進む都市において、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

作業療法士

OT (Occupational Therapist: オキュペイショナルセラピスト)とも呼ばれ、身体や精神に障害のある人を対象に、主としてその応用的動作能力、又は社会的適応能力の回復を図るため、医師の指示のもと、手芸や工作、遊びなどを通じ、治療や指導、援助を行う。

サテライトオフィス

企業又は団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのことで、地方での仕事や新しい働き方を生み出すとされている。

シェアオフィス

複数の人や事業者で一つのオフィス空間を共同で使用すること。またその場所を指す。

ジェンダー

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、社会的・文化的につくられた性別を示す概念をいう。

自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を指す。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていく制度のこと。

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材のこと。地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する。

障がい者

障害の「害」の字には「わざわざ」や「さまたげ」などの意味が含まれ、否定的な印象を受けることから、美里町ではひらがな表記とすることとした。なお、法令等の名称はそのまま使用する。

た行

地域経済循環率

生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高いことを表す。

地域包括ケアシステム

地域住民に対する医療、介護、福祉などのサービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。

地消地産

地域で生産したものを地域で消費するという「生産」を起点とした考え方である「地産地消」に対し、「地消地産」は地域で消費するものは地域で生産するという「消費」を起点にした考え方のことである。地域の需要動向を把握した後には生産計画を立て安定的な生産体制を作ることが可能となる。

地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。

T-Well（ティーウェル）運動プログラム

個人対応型健康づくりシステム「T-Well（ティーウェル）」における運動プログラムで、アカデミアの研究成果と10万人の実績データといった科学的根拠に基づき、利用者一

食育

生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、小中学校に配置された者。臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家である。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら解決を図る専門職のこと。

総合型地域スポーツクラブ

種目、年齢、レベルの多様性に応じ、誰もが行いたいスポーツを自由に選択でき、各種のイベントなどで様々な形で、いつでも、いつまでもスポーツに親しめるよう活動している組織のこと。

想定最大規模降雨

1,000年に1回程度の大雨のこと。近隣の流域等における降雨が同じように発生すると考えにより、地域内で観測された最大となる降雨を用いて洪水浸水を想定している。

人ひとりの身体活動量やライフスタイルに応じた運動メニューを提供するもの。運動教室では、このシステムで作成した運動メニューに基づき運動指導者が参加者へ運動指導と継続的な支援を行い、体力向上のほか、生活習慣病や介護予防に繋げている。

テレワーク

ICTを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（例：住宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス等での勤務）と、個人事業者、小規模事業者等が行う自営型テレワーク（例：SOHO、住宅ワーク）に大別される。

特別栽培農産物

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物をいう。埼玉県では独自に認証を行い、県独自の認証マークの表示を認めている。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法により指定される区域。土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する農業経営改善計画書を市町村に提出して認定を受けた農業者のこと。

農村産業法

正式名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」。農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的としている。

農地中間管理事業

地域内の分散した農地を整理し担い手ごとに集約化したり、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付ける事業のこと。公益社団法人埼玉県農林公社が、埼玉県知事から農地中間管理機構として指定されている。

農地バンク

農地を貸したい人と借りたい人をマッチングする仕組みのこと。

ノーマライゼーション

障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念、考え方のこと。

は行

パートナーシップ制度

法律上婚姻できない同性カップルなどを、自治体が条例等でカップルとして公認するもの。制度の要件や内容、利用できるサービスは自治体によって異なる。県内では、さいたま市、川越市、坂戸市、北本市、鴻巣市で制定している（令和2年12月現在）。

廃プラスチック問題

廃プラスチックはほとんどの自治体では、不燃又は焼却不適ごみに分類して埋め立てている。しかし、自然には分解されず半永久的に残るため、地盤が安定せず跡地利用が妨げられるほか、土壌や地下水を汚染する懸念もある。プラスチックゴミによる海洋汚染問題への対策も求められている。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

P D C A

Plan、Do、Check、Actionの4段階から成り、“Plan”では目標を設定と計画作、“Do”では計画に沿った行動、“Check”では行動した結果の問題点の洗い出しや分析、“Action”では分析結果を受けた計画見直しを行います。これらを繰り返すことで次第に改善していく一連の流れのこと。

東日本台風

令和元年台風第19号は、10月12日に日本に上陸し、関東地方、東北地方などに甚大な被害をもたらした。このため、「令和元年東日本台風」と命名された。

Facebook

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の一つでインターネット上で社会的なつながりを作っていくサービスのこと。

深谷断層帯

関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びており、深谷断層とその副次的な断層群からなる。

ヘイトスピーチ

特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことを言う。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

房総半島台風

令和元年台風第15号は、9月9日に関東地方に上陸し、千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。このため、「令和元年房総半島台風」と命名された。

ま行

マイナンバーカード

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、日本国内で住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、申請によりマイナンバーカードが交付される。

ミムリン健幸ポイント事業

ミムリン健幸ポイント事業は、町民ひとりひとりが健康で幸せな毎日を送れるように、健幸づくりを応援するもの。歩数計を活用して、毎日のウォーキングや各種健診等の受診、その他イベントに参加することでポイントを獲得でき、獲得したポイントは「みさと元気チケット」と交換できる。

美力

美里町では、「美里町の魅力」を「美力」と称し、選ばれるまちづくりを進めている。

や行

U I J ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。

- ・ Uターンは出身地に戻る形態
- ・ Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態
- ・ Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態

を指す。

ら行

RESAS

地域経済分析システムのこと。地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステ

ージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

6次産業化

農林漁業者による農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組のこと。

わ行

Wi-Fi

「Wi-Fi Alliance」という業界団体によって認められた無線通信の規格のひとつ。スマートフォンやパソコン等を無線でインターネット上のネットワークにつなぐことができる情報通信技術のこと。

第 5 次美里町総合振興計画後期基本計画

令和 3 年 3 月発行

発行 埼玉県美里町

編集 総合政策課

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

TEL: 0495-76-1111 (代表) FAX: 0495-76-0909

URL: <https://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

